

指定居宅介護支援事業所管理者  
指定訪問介護事業所管理者  
指定介護予防訪問介護事業所管理者  
地域包括支援センター所長 各位

水戸市保健福祉部介護保険課長

介護保険の訪問介護による病院内の介助の取り扱いについて

本市の介護保険行政の運営について、日頃からご協力ありがとうございます。さて、介護保険の訪問介護による病院内の介助の取り扱いについては、本市では、国の考えに従い、基本的には介護保険の適用はできないとしながらも、病院のスタッフにおいて院内介助が行われることは難しい状況にあるという認識に立ち、その一部を介護保険の適用範囲として認めることはやむを得ないと考え、介護報酬での請求を認めているところです。

しかしながら、院内介助における介護保険適用につきましては、各事業所又は各ケアマネージャーによって、その対象者や適用範囲に大きな開きがあることがわかりました。

つきましては、今後の院内介助（待ち時間）のあり方について、別紙のとおり取り扱うことといたしましたので、適正な運用をお願いいたします。なお、この取り扱いにつきましては、平成25年4月1日から適用するものとします。本通知につきましては、現時点での考え方を示したもので、今後の社会情勢や介護保険法等の改正に伴い変更する場合があります。

また、昨今、介護サービス事業所に対する苦情が多く寄せられております。各事業所におかれましては、介護保険関連基準等に関し適正に事業が行われているかどうか確認を行うとともに、不正行為・不正請求を行わない行わせない組織づくり、または、法令遵守の徹底を含めた人材教育や研修を定期的を実施するなど、適正な介護事業運営に努めていただくようお願いいたします。

[問い合わせ先]

水戸市保健福祉部介護保険課 給付係  
〒310-8610 水戸市三の丸1丁目5番48号  
TEL029-232-9177

【別紙】

訪問介護における院内介助（待ち時間）の取り扱いについて

認定調査項目の調査結果が、次の①～③のいずれかに該当し、院内介助の必要性が認められる記録を備えた場合、介助を要する院内の待ち時間について、介護報酬としての請求を認める。

- ① 調査項目「1-5 座位保持」が「できない」
- ② 調査項目「3-8 徘徊」が「ある」
- ③ 調査項目「4-9 1人で外に出たがり目が離せない」が「ある」

院内介助は原則病院のスタッフが行うものだが、対応することができない場合で、ケアマネージャーがケアプランに必要性を位置づけて実施する場合については、例外的に算定できる。その場合は、主治医の意見を踏まえ、サービス担当者会議で協議するなど、その必要性については十分に検討するとともに、検討した内容を記録等に残しておく必要がある。